

# 沖縄県子どもの貧困対策に関する 中間評価の概要について

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応
- 2 中間評価の概要について
- 3 指標及び重点施策の状況について
- 4 ライフステージ毎の取組状況について
- 5 改善が図られていない指標について
- 6 今後の課題及び展開方向について

# 1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応

|             | 政府                       | 沖縄県   |
|-------------|--------------------------|---|
| 平成25年 6月26日 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布     |   |
| 平成26年 1月17日 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行     |   |
|             | 8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定 |   |
| 平成28年 1月29日 |                          | 沖縄県の「子どもの貧困率(29.9%)」及び沖縄県子どもの貧困実態調査(小中学生調査)結果公表 |
|             | 3月                       | 「沖縄県子どもの貧困対策計画」策定                               |
|             | 3月                       | 沖縄県子どもの貧困対策推進基金(30億円)積立                         |
|             | 4月1日                     | 青少年・子ども家庭課に子ども未来政策室設置                           |
|             | 6月17日                    | 沖縄子どもの未来県民会議設立                                  |
|             | 11月1日                    | 子ども未来政策課設置                                      |
| 平成29年 5月29日 |                          | 沖縄県子どもの貧困実態調査(高校生調査)結果公表                        |
| 平成30年 7月9日  |                          | 沖縄県子どもの貧困実態調査(未就学児調査)結果公表                       |

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律(一部抜粋)(平成25年6月26日法律第64号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
(都道府県子どもの貧困対策計画)

**第九条** 都道府県は、大綱を勧告して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

**2** 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# <参考> 沖縄県子どもの貧困対策計画の概要 (平成28年3月計画策定 計画期間:平成28年4月から平成34年3月までの6年間)

## 1 計画策定の趣旨、基本理念

- 計画を策定する社会背景として、日本の子どもの貧困率の上昇、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化がある。
- 子どもの貧困対策は、幅広い主体の参画、ライフステージに沿った切れ目のない総合的な支援、地域の実情に即した社会全体の取組が必要であるため、沖縄県における子どもの貧困の実態を明らかにし、子どもの貧困対策の基本方向を定める計画を策定する。
- 基本理念:社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。

## 2 基本方向

- (1) 子どものライフステージに即して総合的な施策を実施。
- (2) 貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として取り組む。
- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進。
- (4) 保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組む。
- (5) 県民運動として展開。

## 3 現状と課題(貧困の状況、生活や成長に及ぼす影響)

- (1) 支援の対象となる貧困状態で暮らす子ども複数の指標を用い現状を把握
  - (2) 沖縄県における子どもの貧困の状況
    - ・ 就学援助率 19.65%(H25) 全国15.42%(H25)
    - ・ 子どもの貧困率 29.9%(H26) 全国16.3%(H24)
  - (3) 生活や成長に及ぼす影響
    - ・ 10代婚姻率(H25) 6.6% 全国3.4% 全国1位
    - ・ 10代出産割合(H26) 2.6% 全国1.3% 全国1位
- 生活や成長に影響を及ぼしていることが危惧される状況にある。

## 4 指標及び目標値(ライフステージに応じ設定)

- 乳幼児健康診査の受診率  
乳児 89.2%(H25) ⇒ 95.0%(H31)
  - 乳児全戸訪問事業における訪問率  
83.0%(H25) ⇒ 92.0%(H33)
  - 養育支援訪問事業の実施市町村数  
17市町村(H25) ⇒ 22市町村(H33)
- など34の指標及び目標値と9つの参考指標を掲載

## 5 指標の改善に向けた当面の重点施策

### つながる仕組みの構築

- 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築
  - ・ 子育て世代包括支援センターの設置促進(乳幼児期、保護者の施策としても再掲)
  - ・ 子供の貧困対策支援員の配置促進
- 関係する支援者の確保と資質の向上
  - ・ 養育支援を行う訪問支援者等に対する研修の充実 など

### ライフステージに応じた子どもと保護者への支援策

乳幼児期

- 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供 など
- ・ 幼児教育の負担軽減及び質の向上
- ・ 待機児童の解消と保育士の確保 など

支援を必要とする若者

- 円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組む
- ・ 子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点とした総合的な施策の推進 など

小中学生期

- 学校をプラットフォームとした総合的な対策の推進
- ・ 就学援助の充実
- 子どもの居場所づくりを推進
- 医療に係る経済的負担を軽減 など

保護者

- 生活に関する相談や個々の状況に応じた支援 など
- ・ 母子生活支援施設の設置促進や民間アパートを活用した居宅支援
- ・ 住居確保給付金の支給 など

高校生期

- 中途退学の防止、学習支援、キャリア教育の充実
- ・ 学校内への居場所の設置
- 就学等に係る経済的負担を軽減
- ・ 高校生等奨学給付金制度による支援 など

基金

- 子どもの貧困対策に資する事業を実施するため、基金を設置
- ・ 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備等の県及び市町村が実施する事業に活用

## 6 調査研究、連携推進体制の構築

- 子どもの貧困の実態に関する調査研究を継続的に実施
- 沖縄子どもの未来県民会議の設置、外部有識者等で施策を評価し計画の効果的な推進を図る。

## 2 中間評価の概要について

### (1) 趣旨

- ① 沖縄県子どもの貧困対策計画（以下、「計画」という。）の着実かつ効果的な推進を図るため、沖縄県子どもの貧困対策推進会議において、PDCAサイクルに沿って施策の点検評価を行い、必要な見直しを行う。
- ② 外部有識者等で構成する会議を設置し、施策の分析・評価を行い、計画の効果的な推進を図る。
- ③ 計画の3年目及び最終年度において、計画の成果や課題等を総括する。

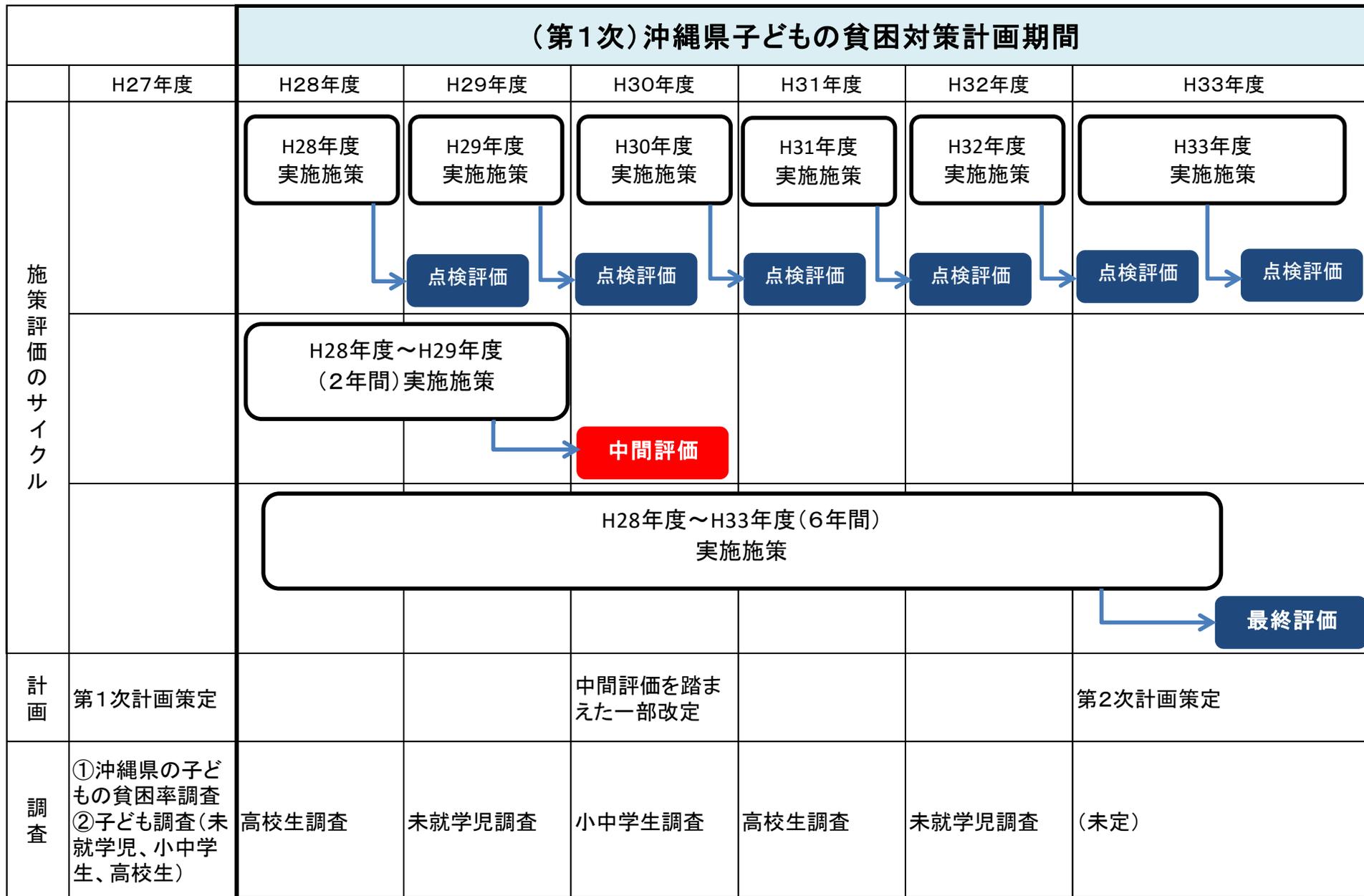
### (2) 中間評価の対象

- ① 計画に定める重点施策
- ② その他、各部等が実施する子どもの貧困対策に資する施策

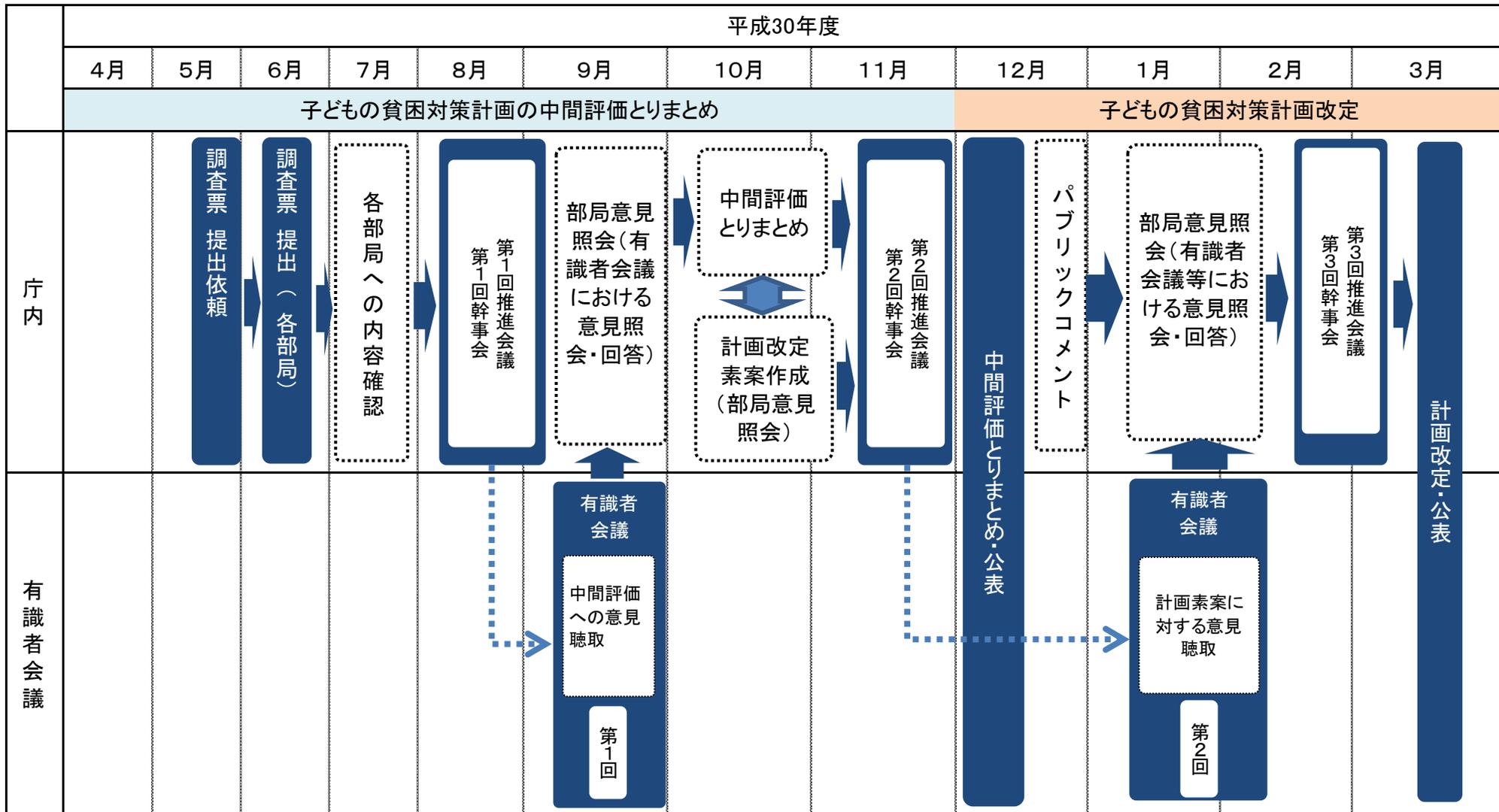
### (3) 中間評価の主な視点

- ① 計画に定める目標値の達成状況
- ② 計画に定める重点施策等の取組状況
- ③ 重点施策等の実施に係る成果及び課題
- ④ 重点施策等の成果や課題を踏まえた今後の展開方向

# <参考> 施策評価のサイクル



# <参考>平成30年度中間評価及び計画見直しスケジュール



### 3 指標及び重点施策の状況について

#### (1) 子どもの貧困対策計画に掲げる指標の改善状況等について

|                        | 改善   | 横ばい | 後退  | 直近値更新なし | 合計   |
|------------------------|------|-----|-----|---------|------|
| 基準年(又は年度)と比較した数値の改善状況等 | 25指標 | 2指標 | 5指標 | 2指標     | 34指標 |
| H28年度                  | 24指標 | 3指標 | 5指標 | 2指標     | 34指標 |
| うち目標達成数                | 5指標  | 1指標 | —   | —       | 6指標  |
| H28年度                  | 3指標  | 1指標 | —   | —       | 4指標  |

#### (2) 重点施策等の取組状況について

|       |              | 1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築 | 2 ライフステージに応じた子どもへの支援 | 3 保護者への支援 | 4 その他  | 合計      |
|-------|--------------|-------------------------|----------------------|-----------|--------|---------|
| H28年度 | 着手           | 23施策                    | 77施策                 | 27施策      | 1 施策   | 128施策   |
|       | (施策に関連する事業等) | (24事業)                  | (91事業)               | (36事業)    | (1 事業) | (152事業) |
|       | 未着手          | 0 施策                    | 1 施策                 | 0 施策      | 0 施策   | 1 施策    |
| H29年度 | 着手           | 23施策                    | 77施策                 | 27施策      | 1 施策   | 128施策   |
|       | (施策に関連する事業等) | (25事業)                  | (93事業)               | (36事業)    | (1 事業) | (155事業) |
|       | 未着手          | 0 施策                    | 1 施策                 | 0 施策      | 0 施策   | 1 施策    |

# 4 ライフステージごとの取組状況について

## (1) 乳幼児期

### <主な重点施策>

#### ① 乳児家庭全戸訪問事業

[1]

#### 取組の内容及び結果

○ 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業について、H28年度は事業実施41市町村のうち32市町村に対し、平成29年度は事業実施41市町村のうち33市町村に対して、事業費の補助(1/3)を実施した。

#### 取組の成果

○ 各市町村において、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問(H28年度訪問家庭数:14,450世帯)し、支援を実施した。  
○ 支援内容としては、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握のほか、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討等を実施した。

#### ③ 妊娠期からのつながる仕組み 調査検討事業

[4]

#### 取組の内容及び結果

○ 母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため調査検討委員会を設置し、沖縄県の目指すべき姿を骨子を策定したほか、市町村向け研修会を実施した。  
○ 調査検討会等で、妊娠届出時に養育環境を確認するアンケートを検討し、市町村が統一した項目で妊婦の状況を確認できる様式を作成。産婦健診、産後ケア事業を導入するため産科等との連携を検討した。

#### 取組の成果

○ 研修会では、「センター設置の基本理念や業務ガイドライン」「市町村と医療機関の連携」をテーマに3回実施し、30市町村298人が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。  
○ センターを設置した市町村は、H27年度の今帰仁村に加え、H29年度は宜野湾市、恩納村が設置し計3市村となった。

#### ② 養育支援訪問事業

[2]

#### 取組の内容及び結果

○ 市町村が実施する養育支援訪問事業について、H28年度は事業実施20市町村のうち18市町村に対し、平成29年度は事業実施25市町村のうち19市町村に対して、事業費の補助(1/3)を実施した。

#### 取組の成果

○ 養育支援訪問事業の未実施市町村を訪問し、事業開始に向けての支援を行った結果、実施市町村数の増(H28:20市町村⇒H29:25市町村)につながった。  
○ H29年度は、市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施したことで、支援に携わる職員の資質向上が図られた。

#### ④ 待機児童対策関連事業

[26]

#### 取組の内容及び結果

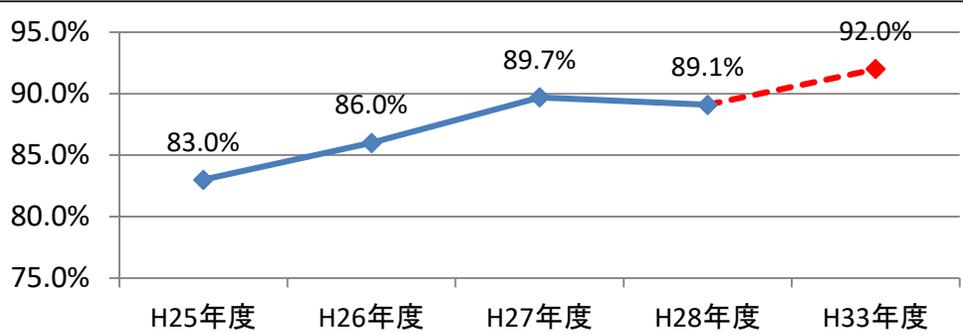
○ 待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取組んだ。  
○ その結果、H28年度で93箇所、5,329人相当する保育所等を整備し、H29年度は92箇所、4,499人に相当分を整備した。

#### 取組の成果

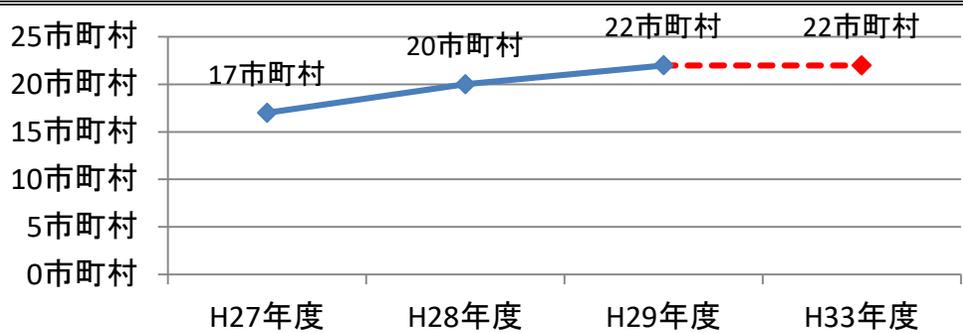
○ 市町村が実施する施設整備に対する交付金の交付や認可化移行支援、必要な保育士の確保等により約5,000人の保育所等の定員が確保できた。

# <主な指標>

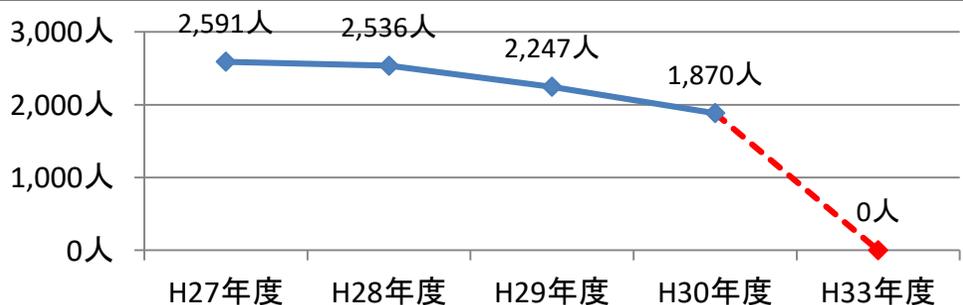
## ① 乳児全戸訪問事業における訪問率(No.4)



## ② 養育支援訪問事業の実施市町村数(No.5)



## ③ 保育所等利用待機児童数(No.8)



| 基準値          | 直近値          | 目標値   |
|--------------|--------------|-------|
| 83.0%(H25年度) | 89.1%(H28年度) | 92.0% |

### 達成状況の要因と対策

- 「訪問者の人材確保や資質の確保」「訪問拒否家庭への対応」等が課題となっており、県内市町村の訪問率は、全国平均の94.8%に比べ低い状況にある。
- 目標値の達成に向け、各市町村において乳児家庭全戸訪問事業に関わる職員等を対象とした研修の実施や、広く県民向けに事業内容の周知を図るといった取り組みを行う。

| 基準値          | 直近値           | 目標値   |
|--------------|---------------|-------|
| 17市町村(H27年度) | 22市町村(H29年4月) | 22市町村 |

### 達成状況の要因と対策

- 現時点で目標値は達成しているが、「訪問できる人材がいない」「対象家庭がない」等の理由で、養育支援訪問事業を実施していない市町村がある。
- 事業実施市町村は着実に増えているが、実施率は全国平均の76.5%に対し沖縄県は53.7%と低い状況となっていることから、事業未実施市町村に対し、きめ細やかな助言・指導といった働きかけを行うなど、事業の実施につなげる取組を行う。

| 基準値           | 直近値            | 目標値 |
|---------------|----------------|-----|
| 2,591人(H27年度) | 1,870人(H30年4月) | 0人  |

### 達成状況の要因と対策

- 沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高いことから、保育所整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。
- 待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組む。

## <主な重点施策>

① スクールソーシャルワーカー

配置事業

[11]

### 取組の内容及び結果

○ スクールソーシャルワーカー(20人)を県内6教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して支援を実施した。

### 取組の成果

○ 児童生徒への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関への働き掛け等の支援を行ったことで、登校復帰等につながった。  
○ 支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、H27年度の32.1%からH28年度は36.0%となっており、全国(H27:28.7%、H28:28.3%)より高くなっている。

② スクールカウンセラー

配置事業

[13]

### 取組の内容及び結果

○ 児童生徒等の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応した。

### 取組の成果

○ H28年度で児童生徒8,635人(相談件数21,660件)、保護者・教職員9,898人(同30,586件)、H29年度で児童生徒10,778人(同23,816件)、保護者・教職員9,369人(同27,729件)の相談に対応した。  
○ その結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、H27年度の32.1%からH28年度は36.0%となっており、全国(H27:28.7%、H28:28.3%)より高くなっている。

③ 就学援助制度周知広報事業

[45]

### 取組の内容及び結果

○ 就学援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにするため、テレビやラジオ等を通して県民に広く制度の周知・広報を行うとともに、全児童生徒へ配布できるようリーフレットを作成した。  
○ 新学期の前後において、テレビやラジオCM、バス広告、関連施設においてポスター掲載やリーフレット配布を行ったほか、全児童生徒にもリーフレットを配布した。

### 取組の成果

○ テレビCM等を通して、援助を必要とする保護者が情報を得ることができたほか、マイナスイメージの払拭にもつながった。  
○ リーフレットのデータを市町村に提供し、アレンジして活用してもらうことにより、制度の周知を支援することができた。

④ 沖縄県子どもの貧困対策推進  
基金事業(市町村支援事業)

[45]

### 取組の内容及び結果

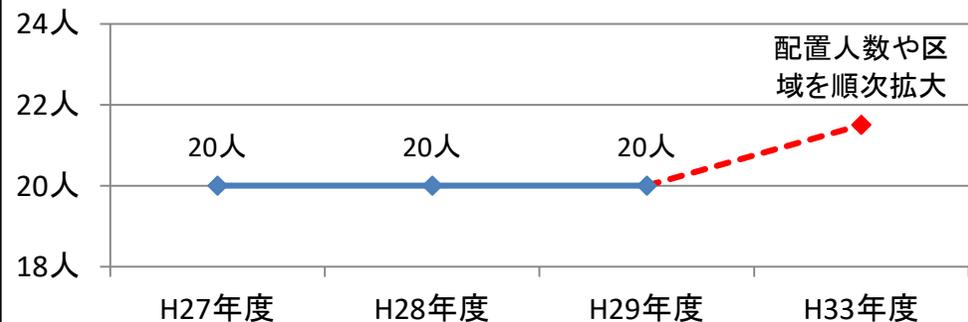
○ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助の充実(平成27年度と比較し、新規又は拡充して実施)を図る市町村に対し、必要な経費に交付金を交付した。  
○ H29年度においては、33市町村が同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直しのほか、新入学学用品費の入学前支給などが行われた。

### 取組の成果

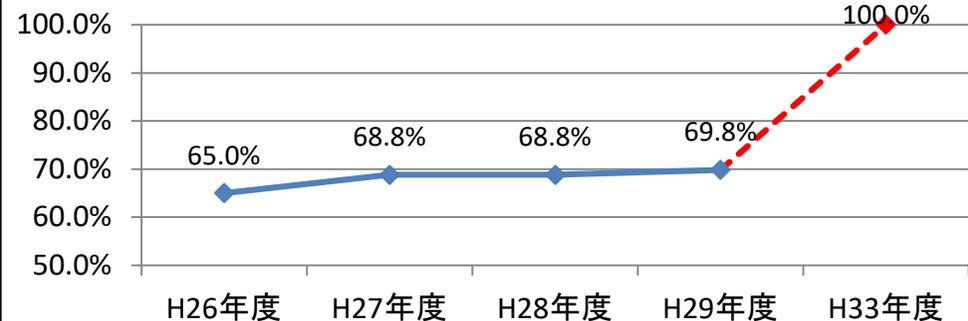
○ 就学援助の充実を図る事業として、資格要件の見直しや単価見直しなどが行われ、見直し等によりH29年度の就学援助対象人数が増加(H27年度と比較して約4,500人増)し、保護者等の教育費等の負担軽減が図られた。  
○ 市町村で手続きの見直しや周知強化が図られたことで、申請者数の増加が見られるなど、申請のしやすさに繋がっている。

# <主な指標>

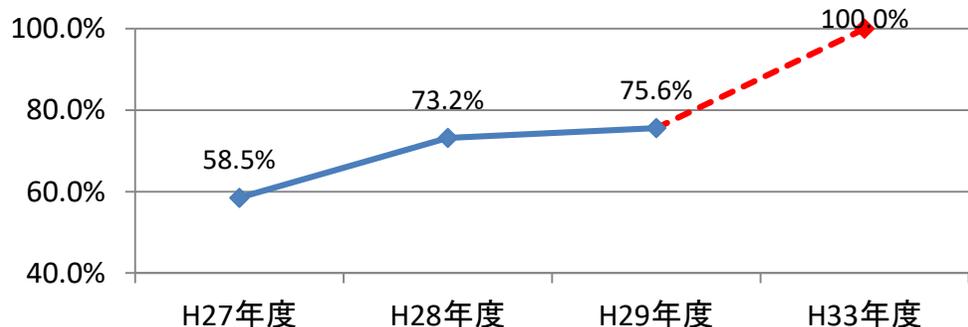
## ① スクールソーシャルワーカーの配置人数(No.17)



## ② スクールカウンセラーを配置する小学校の割合(No.18)



## ③ 就学援助制度に関する周知状況(進級時)(No.20)



| 基準値        | 直近値        | 目標値          |
|------------|------------|--------------|
| 20人(H28年度) | 20人(H29年度) | 配置人数や区域を順次拡大 |

### 達成状況の要因と対策

- 国のスクールソーシャルワーカー活用事業を活用し、H28年度と同様、20名のスクールソーシャルワーカーを配置することができたが、配置人数や区域の拡大までには至っていない。
- 学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化する。

| 基準値          | 直近値          | 目標値  |
|--------------|--------------|------|
| 65.0%(H26年度) | 69.8%(H29年度) | 100% |

### 達成状況の要因と対策

- 国のスクールカウンセラー等活用事業の活用により、前年度に比べ、配置校は増となったが、全公立小学校へ配置することはできず、目標達成には至っていない。
- 国のスクールカウンセラー等活用事業を活用し、全公立中学校に配置するとともに、小学校への配置拡充に努めるほか、スクールカウンセラーの募集にあたっては、臨床心理士会や教育カウンセラー等の研究団体に働きかけ、広く人材の募集を行う。

| 基準値          | 直近値          | 目標値  |
|--------------|--------------|------|
| 46.3%(H25年度) | 75.6%(H29年度) | 100% |

### 達成状況の要因と対策

- 児童生徒が比較的少ない町村や、離島においては、制度案内を直接児童生徒の世帯へ郵送するなど、地域の実情に合わせた周知を行っているため、目標達成には至っていない。
- 目標値の達成に向け、今後も、市町村担当者連絡会議を開催し、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配付することを促していく。

## <主な重点施策>

⑤ 生活困窮者自立支援事業  
(子どもの健全育成事業)

[54]

### 取組の内容及び結果

- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施した。
- H29年度においては、本島中南部地区の10町村を対象として14箇所、北部地区5町村を対象とした学習支援教室を3箇所設置し、学習支援を実施した。

### 取組の成果

- 生活保護世帯・生活困窮世帯に対する学習支援として、H29年度において、小中学生の教室設置を8町村から15町村に増やして学習支援を実施し、児童生徒82人を支援した。
- 支援児童のうち、中学3年生16人中15人が高校に合格した(合格率93.7%)。

⑥ 児童養護施設等入所児童に  
対する学習支援の充実

[55]

### 取組の内容及び結果

- 養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図るため、各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映して支弁し、入所児童に対して学習支援を行った。

### 取組の成果

- H29年度において、児童養護施設等に入所する318人の小中学生に対して学習支援を行い、児童生徒の基礎学力の向上が図られた。
- H29年度の児童養護施設の子どもの高等学校等進学率が100%となっている。

⑦ 沖縄子供の貧困緊急対策事業

[56]

### 取組の内容及び結果

- 市町村が行う子供の貧困対策支援員の配置と、子供の居場所の設置・運営について、円滑な実施のための支援・調整を行った。

### 取組の成果

- H29年度末時点で、子供の貧困対策支援員が27市町村に114人が配置され、子供の居場所が26市町村に130箇所設置された。
- H29年度においては、のべ4,887人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ288,784人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。

⑧ 放課後児童クラブ支援事業

[57]

### 取組の内容及び結果

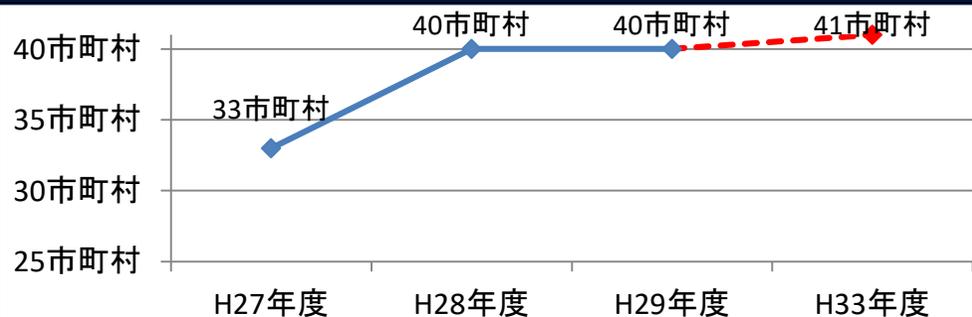
- 放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助金を交付。
- H29年度においては、施設整備として7市村15施設に、家賃支援として1市2施設に、改修支援として1村1施設に補助した。

### 取組の成果

- H29年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,199円であり、H26年度の月額平均利用料10,115円と比較して916円の減となり、利用者の負担が軽減された。

# <主な指標>

## ④ 地域等における子どもの学習支援(無料塾等)(No.23)

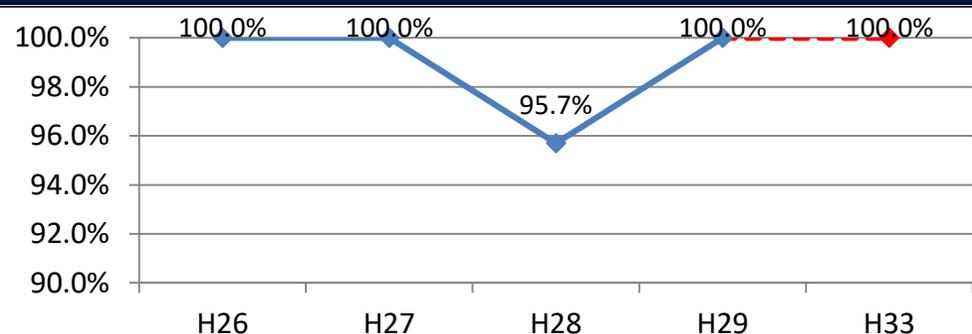


| 基準値          | 直近値          | 目標値   |
|--------------|--------------|-------|
| 33市町村(H27年度) | 40市町村(H29年度) | 41市町村 |

### 達成状況の要因と対策

- 学習支援に取り組む自治体が増えているものの、人材等の確保が困難な離島において、学習支援の実施が難しいことから目標達成に至っていない。
- 離島地域を含め、ほぼ全ての市町村において学習支援事業が実施されているが、今後、困窮世帯の児童を対象とする学習支援のニーズ等について意向を確認し、経済的に厳しい状況にある子どもが、負の連鎖に陥らないよう、学ぶ意欲と能力に応じた支援ができるよう検討していく。

## ⑤ 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率(No.16)

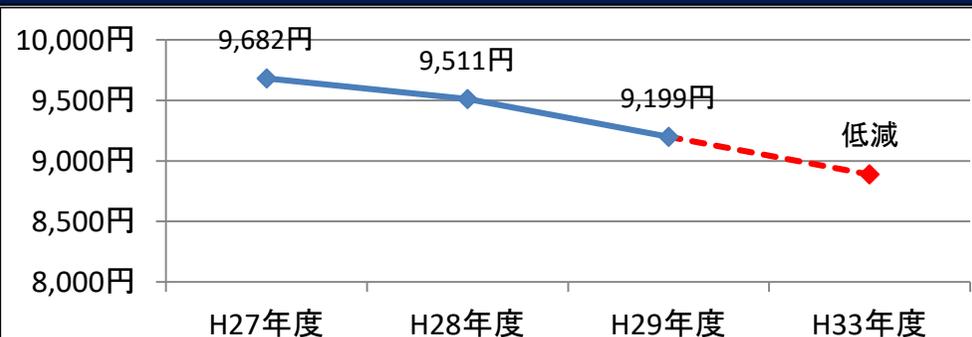


| 基準値         | 直近値         | 目標値     |
|-------------|-------------|---------|
| 100.0%(H26) | 100.0%(H29) | 現行水準を維持 |

### 達成状況の要因と対策

- 各児童養護施設への措置費に、学習指導加算を反映して支弁し、入所児童に対して学習支援を行ったことなどにより、目標値を達成している状況となっている。
- 引き続き、入所児童に対する学習指導を促進し、児童一人一人へのきめ細やかな学習支援に取り組んでいく。

## ⑥ 放課後児童クラブ平均月額利用料(No.9)



| 基準値            | 直近値           | 目標値 |
|----------------|---------------|-----|
| 10,115円(H26年度) | 9,199円(H29年度) | 低減  |

### 達成状況の要因と対策

- 県と市町村が連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置や児童送迎に係る経費の補助、また放課後児童クラブに対する経営合理化のための会計の支援等を行った結果、順調に低減している。
- 月額利用料の低減を図るため、公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備(設計を含む)について、昨年度の20箇所(当初)から今年度は21箇所を増やし、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進する。

### (3) 高校生期、大学生期

## <主な重点施策>

① 沖縄子供の貧困緊急対策事業  
(広域的な居場所の運営支援)

[73]

#### 取組の内容及び結果

- 不登校及び中途退学等を防止することを目的に、H28年度に那覇地区の県立学校内に居場所を1カ所設置した。
- 居場所では、相談員等による面談や相談等により生徒の状況把握を行い、学校と情報を共有しながら学習・生活・訪問・キャリア形成支援等を行った。

#### 取組の成果

- 多くの生徒が居場所を活用(H29年度支援人数のべ4,430人)し、不登校の未然防止、中途退学者数改善としての機能を果たしている。
- 居場所を設置する学校との協働支援の実施により、中途退学者数が減少している。

#### 取組の内容及び結果

- 県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度をH28年度に創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組んだ。
- H29年度において、H28年度採用奨学生へ奨学金を給付したほか、新規の募集・選考を行い候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25人を奨学生として採用、入学支度金を給付した。

#### 取組の成果

- H28年度の制度創設以降の2年間で、能力があるにも関わらず経済的に県外進学が困難な高校生等50人を奨学生に採用し、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。

② 県外進学・大学生支援事業

[76]

③ 子育て総合支援モデル事業

[78]

#### 取組の内容及び結果

- 貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施した。
- 児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11カ所で306人に学習支援を実施した。

#### 取組の成果

- 高校生を対象とした学習支援をH28年度の5カ所からH29年度は11カ所に増やし、各圏域ごとに支援を開始するとともに、通塾距離の影響で通えない児童生徒の支援を拡充した。
- H29年度においては、支援した高校3年生185人のうち、169人が大学や専門学校等を受験し、136人が合格した(合格率80.5%)。

#### 取組の内容及び結果

- 児童養護施設退所者や里親の委託解除者等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を全額給付した。
- H28年度は応募者9人全員を給付対象として決定し、奨学金を給付。H29年度においても応募者18人全員を給付対象として決定し、H28年度奨学生と併せて、奨学金を給付したほか、生活状況把握や相談支援を実施した。

#### 取組の成果

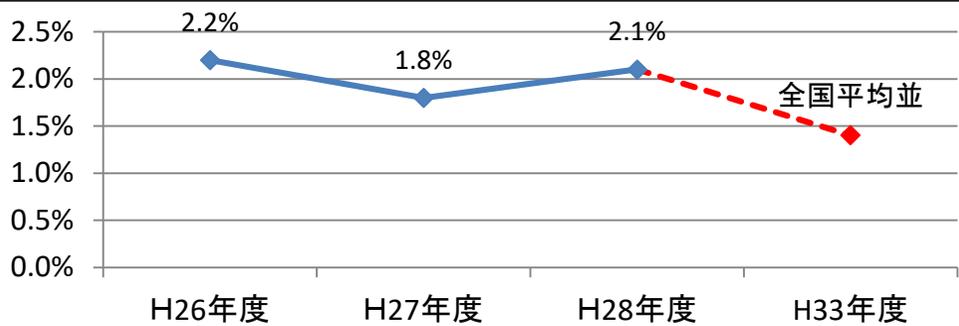
- 児童養護施設退所者や里親の委託解除者等の大学等進学率が、H27年度の30.8%からH29年度は60.6%となり、29.8%向上した。
- 大学等進学に伴う経済的な不安が解消されたことで、学習意欲のある児童が、大学等への進学希望の夢を実現することができた。

④ 子どもに寄り添う給付型奨学金  
事業(県民会議事業)

[95]

# <主な指標>

## ① 高等学校中途退学率(No.25)

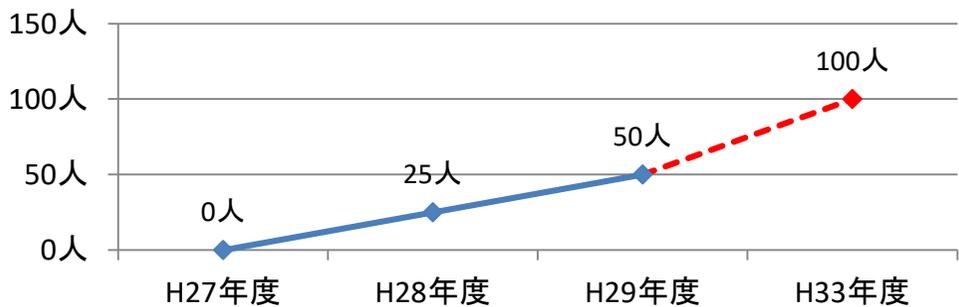


| 基準値          | 直近値          | 目標値   |
|--------------|--------------|-------|
| 2.2% (H26年度) | 2.1% (H28年度) | 全国平均並 |

### 達成状況の要因と対策

- 進路変更や学校生活・学業不適応、経済的な理由など様々な要因により目標値の水準にまでは至っていない。
- 引き続き魅力ある学校づくりを推進し、中途退学対策担当教諭の取り組みとスクールカウンセラーや教育相談・就学支援員による取り組みを一層強化し、悩みを抱える生徒に対し、丁寧な教育相談と支援を行っていく。

## ② 県外進学大学生支援事業による支援人数(No.32)

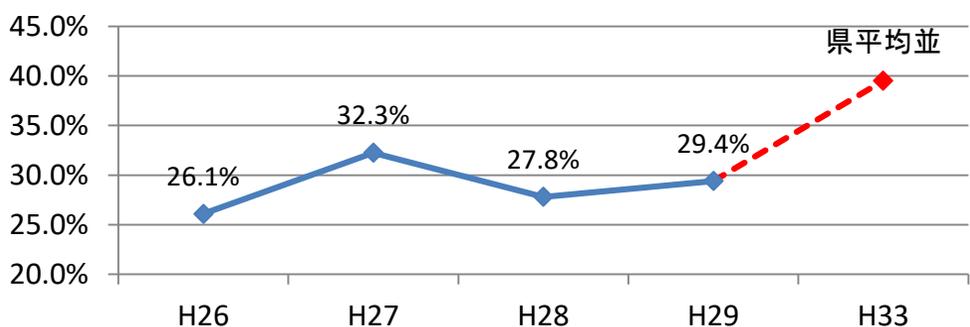


| 基準値        | 直近値         | 目標値  |
|------------|-------------|------|
| 0人 (H27年度) | 50人 (H29年度) | 100人 |

### 達成状況の要因と対策

- 県内全高校生等へのチラシ配布及び日本学生支援機構との合同による学校進路担当者向け説明会の実施等、対象生徒への十分な周知を図ったことにより、支援人数は順調に推移している。
- 今後も引き続き、これまでの取組を維持し、県内学生への周知を十分に図っていく。

## ③ 児童養護施設の子どもの大学等進学率(No.30)



| 基準値         | 直近値         | 目標値  |
|-------------|-------------|------|
| 26.1% (H26) | 29.4% (H29) | 県平均並 |

### 達成状況の要因と対策

- 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度や子どもに寄り添う給付型奨学金の創設など、経済的な不安が解消されつつあることで、学習意欲のある児童の大学等への進学率が高まりつつある。
- 目標値達成に向けて、より一層有益な制度について周知を図り、利用者の増加に努めるほか、児童が進学を選択する際の不安を軽減するため、進学後に生活上の様々な相談支援が受けられるような仕組みを検討する。

## (4) 支援を要する若者

### <主な重点施策>

① 地域子ども・若者社会適応促進事業

[90]

#### 取組の内容及び結果

- 不登校・ニート・引きこもりなど困難を有する子ども・若者の社会的自立の支援を目的に、地域若者サポートステーションでのコミュニケーションや基礎生活の訓練を通して、社会適応への支援を行った。
- H29年度においては、社会適応プログラム(のべ5,711人)、家族支援(のべ221人)、訪問・送迎支援(のべ541人)、心理カウンセリング相談(のべ195人)などの支援を行った。

#### 取組の成果

- サポステ琉球の社会適応プログラムを通して、59人が就職、2人が進学、17人が職業訓練を受講。
- サポステ沖縄の社会適応プログラムを通して、86人が就職、7人が復学した。
- サポステなごの訪問・送迎支援を通して、9人が就職、3人が進学、2人が就労支援事業所への通所、2人を他機関へ紹介した。

② 若年無業者職業基礎訓練事業

[100]

#### 取組の内容及び結果

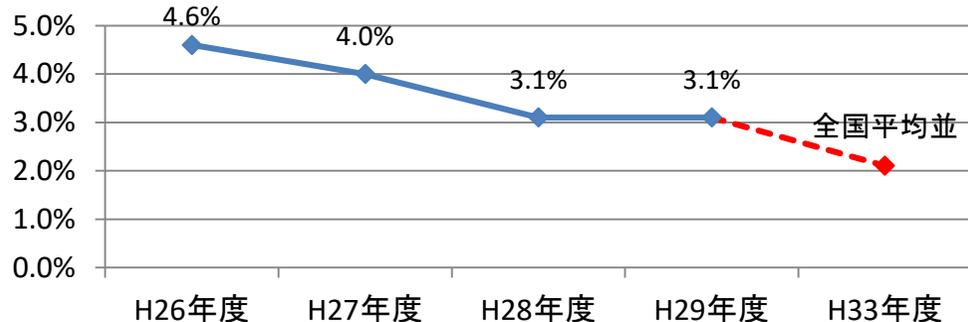
- 若年無業者で就労支援が必要な者に、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施。
- NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を9コース開講し、訓練を実施した。

#### 取組の成果

- H28年度で受講者83人のうち、就職、進学、他の職業訓練に移行し、無業者状態から67人が改善(改善率80.7%)、H29年度においては、受講者72人のうち、就職、進学、他の職業訓練に移行し、無業者状態から59人が改善(改善率81.9%)した。

### <主な指標>

#### 若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)(No.33)



基準値

4.6%(H26年度)

直近値

3.1%(H29年度)

目標値

全国平均並

#### 達成状況の要因と対策

- 引き続き、若年無業者に対して、職業就労及び公共職業訓練への移行を促進するため、専修学校等の民間教育訓練機関等を活用し、訓練生や訓練回数確保に努めることで、円滑な訓練を実施していく。
- 若年無業者の多様なニーズに対応するため、訓練受託先の開拓や多様な訓練コースを設定していくほか、訓練受講者の退校者を出さないように、訓練期間中における受講生のメンタルケアを行っていく。

## (5) 保護者

### <主な重点施策>

#### ① ひとり親家庭生活支援 モデル事業

#### 取組の内容及び結果

- ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。
- 専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭に対して、各家庭の課題に応じた支援を実施した。

#### 取組の成果

- H28年度に支援した39世帯のうち、11世帯が自立につながった。H29年度に支援した72世帯のうち、21世帯を自立につなげたほか、残りの世帯のほとんどが次年度中に自立が見込まれている。
- また、モデル事業実施の働きかけを各市へ行った結果、糸満市が類似事業を実施することとなり、県及び県内3市が同様の事業を実施する体制となったことから、広域的な支援が可能となった。

#### ② 母子家庭等自立促進事業

#### 取組の内容及び結果

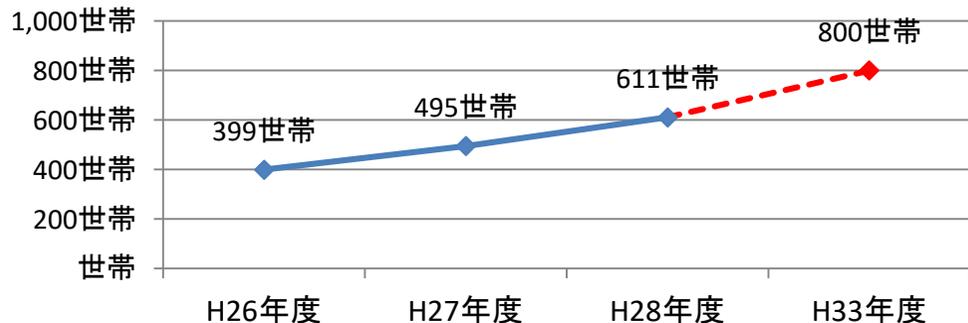
- 母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等を対象に、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付、生活支援ヘルパーの派遣等を実施した。

#### 取組の成果

- H28年度は、就業相談286件のうち116人が就業したほか、就労支援講習会を5回開催し、78人のスキルアップに繋がった。
- H29年度は、就業相談245件のうち80人が就業したほか、就労支援講習会を7回開催し、127人のスキルアップに繋がった。

### <主な指標>

#### 就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(No.34)



| 基準値          | 直近値          | 目標値   |
|--------------|--------------|-------|
| 399世帯(H26年度) | 611世帯(H28年度) | 800世帯 |

#### 達成状況の要因と対策

- リーフレットの配布などによる広報活動の強化により、事業の周知が図られ、就業相談の利用者が増加。就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付、生活支援ヘルパーの派遣等により、ひとり親家庭の自立を支援した。
- 対象者のニーズを把握し、講座内容や開催場所等を検討する必要があるほか、利用者の要望、就職に繋がりがやすい資格講座の把握に努める。

# 5 改善が図られていない指標について

| No. | 区分    | 成果指標名                   | 達成状況             |                  |       | 要因と対策   |
|-----|-------|-------------------------|------------------|------------------|-------|---|
|     |       |                         | 基準値              | 直近値              | 目標値   |   |
| 10  | 小中学生期 | 小学校児童の不登校<br>(児童千人当たり)  | 4.6人<br>(H26年度)  | 6.9人<br>(H28年度)  | 2.0人  | <p>&lt;要因&gt;<br/>不登校となる背景は多様・複雑であり、主な要因として、小学校では「漠然と、身体の不調や不安を訴えたり、無気力でなんとなく登校しない」ことで、中学校及び高等学校では「遊び・非行」などとなっている。</p> <p>&lt;対策&gt;<br/>児童生徒の取り巻く環境の変化に伴い、不登校となる背景も多様・複雑であることから、一人一人の状況に応じて、早期の支援を行う必要がある。そのために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置とともに、福祉関連機関との連携強化に努める。</p> <p>一方で、不登校については、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要があるとした「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成28年9月14日)を踏まえて、効果的な支援に向けて本指標の見直しも今後検討していきたい。</p> |
| 11  |       | 中学校生徒の不登校<br>(生徒千人当たり)  | 32.0人<br>(H26年度) | 34.8人<br>(H28年度) | 20.0人 |   |
| 27  | 高校生期  | 高等学校生徒の不登校<br>(生徒千人当たり) | 28.2人<br>(H26年度) | 32.3人<br>(H28年度) | 16.0人 |   |
| 28  |       | 大学等進学率                  | 39.8%<br>(H26年度) | 39.5%<br>(H28年度) | 45.0% | <p>&lt;要因&gt;<br/>大学等進学率は、社会状況も含めた様々な要因に左右されるものである。</p> <p>&lt;対策&gt;<br/>高校生が早期に進路を選択し、それに向けた準備が整えられるよう、引き続きキャリア教育の充実や教員の指導力向上を図る。</p>   |
| 31  |       | 高校卒業後の進路未決定率            | 12.1%<br>(H26年度) | 14.0%<br>(H28年度) | 全国平均並 | <p>&lt;要因&gt;<br/>進路未決定率は、社会状況も含めた様々な要因に左右されるものである。</p> <p>&lt;対策&gt;<br/>キャリア教育担当者及び管理者向け研修会の内容をより充実させ、各学校において、教育活動全体を通してキャリア教育を実践できるように、「全体計画」や「年間計画」に基づいた組織的かつ系統的なキャリア教育を推進する。</p>   |

## 6 今後の課題及び展開方向について

### (1) 基本的考え方

- 計画の基本理念である「社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会」の実現を目指すためには、時代潮流や沖縄の特性を見据えるとともに、様々な課題解決に向けて効果的に施策を推進していく必要がある。
- このため、中間評価における検証の結果、
  - ① 今なお残る課題については、取組の充実強化を図り継続して改善に取り組む。
  - ② 重要性を増した課題や新たな課題については、後期計画期間において、その課題に対応した各種施策展開を実施していく。

### (2) 新たな課題に対応した施策の展開方向

- 社会経済情勢の変化等により、重要性を増した課題や新たな課題が明らかとなったことから、これら課題の解決を図るための個別具体的な施策展開を実施していく。

※ 重要性を増した課題や新たな課題を解決するための施策展開を明確にし、残り3年の計画期間において取り組んでいく必要があるため、今後、計画を改定し、より強力に施策を推進することとする。

|                    |                   | 新たな課題、重要性を増した課題<br>(中間評価の結果)  | 施策の展開方向  |
|--------------------|-------------------|---|--|
| つながる<br>しくみの<br>構築 | 乳幼児・<br>小中学生<br>期 | ① 母子健康包括支援センターの設置促進<br>市町村で設置が求められている母子健康包括支援センターについて、全県的に設置されるよう促進していく必要がある。   | ・ 市町村における母子健康包括支援センターの全県的な設置を促すとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の目指すべき姿を検討、支援者育成のための研修会を実施する。   |
|                    |                   | ② 専門家等による支援<br>学校現場等において、問題行動を起こしている子どもや障害のある子どもなど個々のケースに応じ、専門的見地から支援につなげることができる専門家を活用する必要がある。                            | ・ 臨床心理士、社会福祉士等に加え、作業療法士など、様々な視点から支援を行う専門家を活用していく。  |
|                    |                   | ③ 小規模離島町村における子供の貧困対策の推進<br>小規模離島町村の中には、人材確保が困難なことなどから、貧困対策支援員が配置されておらず、支援が必要な子供が把握できていない状況となっているため、必要な支援につなげることが課題となっている。 | ・ 小規模離島町村に支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要な子供を把握し適切な支援機関につなげる。                                    |
|                    |                   | ④ 居場所間の連携促進<br>現在、居場所同士のネットワークがないため、個々の居場所の取り組みが他の居場所に伝わりにくく、支援を希望する経済界等との窓口もない状況となっている。                                  | ・ 居場所同士や企業による支援、関係機関等との連携強化やネットワークづくりのため、新たにネットワーク組織を設置し、居場所の効果的・効率的な実施につなげる。                      |
|                    | 人材の確保と資質の向上       | ⑤ 子どもの貧困対策に関わる専門人材の育成<br>困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が十分とは言えない状況であることから、支援を行う側の人材を育成する必要がある。                                  | ・ 県内大学や関係機関が実施する講座や研修等を活用するなどして、子どもの貧困対策に関わる専門人材の育成を図る。  |
| 乳幼児・<br>小中学生<br>期  | 生活の支援             | ⑥ こども医療費の現物支給<br>病院等の窓口で現金の支払いが困難な低所得層等に対する支援を拡充する必要がある。  | ・ 子どもの健全な育成・発達を図ること及びひとり親家庭の生活の安定と自立を支援することを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の導入を支援する。 |

|                            |           |   |   |
|----------------------------|-----------|---|---|
| 乳幼児・<br>小中学生<br>期          | 生活の支<br>援 | ⑦ むし歯予防<br>外部機関の調査等により経済状況とむし歯の関連性が指摘されていることから、個々の家庭や子どもたちの状況に応じた対応を講じる必要がある。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯を予防するため、子どもの発達段階に応じた、毎食後の正しい歯磨き習慣を身につけることができるよう推進する</li> <li>・ 学校の歯科健診で要治療とされた児童生徒に対する受診勧奨を行う。</li> </ul>   |
| 小中学生<br>・高校生<br>期          | 生活の支<br>援 | ⑧ 居場所設置の促進<br>沖縄県内の全小学校区のうち、約70%以上で子どもの居場所が設置されていない状況となっていることから、居場所の設置を促進するとともに、居場所における支援の質の向上を図る必要がある。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが安心して過ごせる居場所をさらに充実するため、民間団体等の資金を活用した居場所の設置を促進する。</li> <li>・ 手厚い支援を必要とする子どもに対応できる拠点となる居場所を設置する。</li> <li>・ 子どもの居場所が設置されていない小学校区への居場所開設を促進するため、居場所開設にかかる経費を支援する。</li> </ul> |
|                            | 経済的支<br>援 | ⑨ 通学費負担軽減<br>経済的な理由により、高校生等の通学にかかる定期券代等の費用が捻出できず希望する学校への進学をあきらめたり、保護者による送迎が行われている状況があることから、これらを解消するため通学費の負担を軽減する必要がある。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生等の通学費の負担軽減を図るため、低所得層を対象としたモノレールやバスの運賃の負担軽減に取り組んでいく。</li> </ul>  |
| 支援を必<br>要とする<br>若者         | 生活の支<br>援 | ⑩ 児童養護施設の退所児童等の支援<br>児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者が安定して学業に専念できるように継続して支援を行う必要がある。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を継続的に実施するとともに、進学後も学業に専念できるよう寄り添い支援を行っていく。</li> </ul>  |
| 支援を必<br>要とする<br>若者・<br>保護者 | 生活の支<br>援 | ⑪ 若年妊産婦の居場所<br>沖縄県における10代の妊娠・出産の割合は全国でも高く、若年妊産婦の中には、妊娠したことを周囲に相談できないなどサポートが十分得られないケースがあるため、貧困の連鎖を断つためにも若年妊産婦を支える社会的枠組みが求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村における若年妊産婦を対象とした居場所の設置を促し、出産・育児に関する相談・指導、家計管理に対する助言、就労のための支援など、安定した生活を営むための自立の支援を行っていく。</li> </ul>   |
| 保護者                        | 経済的支<br>援 | ⑫ 可処分所得の向上<br>貧困の連鎖を解消するためには、世帯所得の向上を図る必要がある。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可処分所得の向上を図る施策を展開し、貧困の連鎖を解消していく。</li> </ul>   |

⑬ 雇用の質の改善等に向けた取組の推進  
貧困の連鎖を解消するためには、県内企業の雇用の質の改善や生産性向上に向けた取組を促進する必要がある。

4 雇用の質の改善等に向けた取組  
県内企業における雇用形態の見直し、労働環境の改善、働きやすい環境づくりなど雇用の質の改善を図るとともに、生産性向上に向けた総合的な支援に取り組むことで、賃金の上昇へと繋げていく。